

被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）と他の負債整理手続との対比表

	手続の概要	裁判所の利用	返済の要否	信用情報への登録	保証人への請求	手元に残せる資産	住宅の保持	債権者の同意		被災者との関係では？
被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）	被災者の資産や収入の状況に応じ、震災前のローンの減額や免除が受けられる制度	不要	一定の場合必要	原則なし	保証人の請求も受けないで済む場合あり	①500万円を目処に手元に残せるほか、②義援金・支援金等も手元に残せる	不動産の価値分を支払うことで可能	必要	⇒	500万円を目安に資産を残すことが可能であり、信用情報にもならず、保証人請求を回避できる可能性もあるという、被災者にとって他にはないメリットがある被災者救済に有益な制度。
リスケジュール	金融機関との話し合いにより住宅ローンの返済期間の延長や利息の見直しなど支払方法を変更することで、月々の返済額を少なくする。原則として減額は難しい	不要	必要	原則なし	原則なし	確定した金額を返済すればよいので資産を処分するという点は基本的にはない	原則として可能	必要	⇒	原則として減額は難しく、返済期間がのびる場合にはそれだけ利息の支払いが増える可能性もあり、根本的な解決にはならない場合がある。
個人民事再生	住宅ローンについては約定通り弁済し（住宅を残す場合）、その他の債務は減額して分割弁済	必要	必要	あり	あり	確定した金額を返済すればよいので資産を処分するという点は基本的にはない	住宅ローン全額を払うことで可能	類型によっては必要な場合があるが、ほとんどは不要	⇒	家の残すためには住宅ローン全額を払わなければならない、安定収入があることも必要なので、被災者の債務問題の解決にはつなかりにくい。
自己破産	原則として資産を処分して、負債の免除を受ける	必要	不要	あり	あり	①義援金、支援金のほか、②99万円（特別の事情があれば+α）は自由財産として手元に残せる可能性がある	不可	不要	⇒	負債を全て免除されるという点では、被災者の債務問題の解決の一つの方法である。しかし、不動産の保持が難しい点、信用情報に登録されたり、保証人に請求がされたりする点で、被災者に不利益もある。

◎震災の影響で、ローンの支払が難しくなってしまった方

◎仮設住宅から出た後の家賃や新たな家のローンも考えると、支払いが難しくなりそうな方

⇒被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）を使うことにより、ローンの減額や免除を受けられる可能性があります！
まずは、お気軽に相談を！（ご相談料は無料です）